

施設利用条件書

1. 村役場が、指定した箇所以外では、営業してはならない。
2. 構築物を設置してはならない。
3. 他人の迷惑になることをしてはならない。
4. 無断で譲渡し、若しくは転貸してはならない。
5. 村役場の指示に従うこと。
6. 送迎を行わないこと。
(予約客等があるのであれば、旅行客等の契約書を提出)
7. 場所を問わず、一切の客引き行為を行わないこと。
8. 港内への駐車禁止（停車は可）
9. 施設及び施設周辺の清掃・維持管理を行うこと。

※上記利用条件の違反が確認された場合には、
即日、使用許可を取り消すとともに強制撤去を命じます。